この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並 びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認して いることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないも のであるとの原則を確認していること、並びにすべて の人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳 及び権利について平等であること並びにすべての人は 性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に 掲げるすべての権利及び自由を享有することができる ことを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、 社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有につい て男女に平等の権利を確保する義務を負っていること に留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した 男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利 の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず 女子に対する差別が依然として広範に存在しているこ とを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の 尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と 平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化 的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及 び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女 子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に 開発することを一層困難にするものであることを想起 し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、 雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするもの を享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が 男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差 別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占 領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全 な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、 すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わな

(1979年	国連採択
1981 年	発効
し 1985 年	日本批准・発効丿

い。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小 を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核 軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平 等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地 支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利 及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領 土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進 し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献するこ とを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、 あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大 限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認 められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的 重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に 留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠 となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体 が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役 割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に 必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられて いる諸原則を実施すること及びこのために女子に対す るあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置を とることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

- 第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、 性に基づく区別、排除又は制限であつて、政 治的、経済的、社会的、文化的、市民的その 他のいかなる分野においても、女子(婚姻を しているかいないかを問わない。)が男女の平 等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、 享有し又は行使することを害し又は無効にす る効果又は目的を有するものをいう。
- 第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別 を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策 をすべての適当な手段により、かつ、遅滞な く追求することに合意し、及びこのため次の ことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当 な法令に組み入れられていない場合にはこれを 定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現 を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な 立法その他の措置(適当な場合には制裁を含 む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの 義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を 撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣 習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべて の適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰 規定を廃止すること。
- 第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社 会的、経済的及び文化的分野において、女子 に対して男子との平等を基礎として人権及び 基本的自由を行使し及び享有することを保障 することを目的として、女子の完全な能力開 発及び向上を確保するためのすべての適当な 措置(立法を含む。)をとる。
- 第4条 1 締約国が男女の事実上の平等を促進する ことを目的とする暫定的な特別措置をと ることは、この条約に定義する差別と解 してはならない。ただし、その結果とし ていかなる意味においても不平等な又は 別個の基準を維持し続けることとなって はならず、これらの措置は、機会及び待 遇の平等の目的が達成された時に廃止さ れなければならない。
 - 2 締約国が母性を保護することを目的とす る特別措置(この条約に規定する措置を 含む。)をとることは、差別と解してはな らない。
- 第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な 措置をとる。
 - (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念 又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び

慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、 男女の社会的及び文化的な行動様式を修正する こと。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母 性についての適正な理解並びに子の養育及び教 育における男女の共同責任についての認識を含 めることを確保すること。あらゆる場合におい て、子の利益は最初に考慮するものとする。
- 第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女 子の売春からの搾取を禁止するためのすべて の適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

- 第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動におけ る女子に対する差別を撤廃するためのすべて の適当な措置をとるものとし、特に、女子に 対して男子と平等の条件で次の権利を確保す る。
 - (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する 権利並びにすべての公選による機関に選挙され る資格を有する権利
 - (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
 - (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政 府機関及び非政府団体に参加する権利
- 第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国 際機関の活動に参加する機会を、女子に対し て男子と平等の条件でかついかなる差別もな く確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 第9条 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に 関し、女子に対して男子と平等の権利を 与える。締約国は、特に、外国人との婚 姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動 的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし 又は夫の国籍を妻に強制することとなら ないことを確保する。
 - 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対し て男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての

適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計 画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格 差をできる限り早期に減少させることを目的と した継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に 退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育 的情報(家族計画に関する情報及び助言を含 む。)を享受する機会
- 第11条 1 締約国は、男女の平等を基礎として同 一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における 女子に対する差別を撤廃するためのす べての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働 の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準 の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障 並びに労働に係るすべての給付及び条件につい ての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上 級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権 利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の 質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老

齢その他の労働不能の場合における社会保障) についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対す る差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労 働の権利を確保するため、次のことを目的とする 適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻 をしているかいないかに基づく差別的解雇を制 裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、 従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の 喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動 への参加とを両立させることを可能とするため に必要な補助的な社会的サービスの提供を、特 に保育施設網の設置及び充実を促進することに より奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学 上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するも のとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はそ の適用を拡大する。
- 第12条 1 締約国は、男女の平等を基礎として保 健サービス(家族計画に関連するもの を含む。)を享受する機会を確保するこ とを目的として、保健の分野における 女子に対する差別を撤廃するためのす べての適当な措置をとる。
 - 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。
- 第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の 権利、特に次の権利を確保することを目的 として、他の経済的及び社会的活動の分野 における女子に対する差別を撤廃するため のすべての適当な措置をとる。
 - (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用 についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面

における文化的活動に参加する権利

- 第14条 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
 - 2 締約国は、男女の平等を基礎として農 村の女子が農村の開発に参加するこ と及びその開発から生ずる利益を受 けることを確保することを目的とし て、農村の女子に対する差別を撤廃す るためのすべての適当な措置をとる ものとし、特に、これらの女子に対し て次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実 施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、 カウンセリング及びサービスを含む。)を享受 する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類 (正規であるかないかを問わない。)の訓練及び 教育(実用的な識字に関するものを含む。)並び に、特に、すべての地域サービス及び普及サー ビスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営 を通じて得るために、自助的集団及び協同組合 を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技 術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並 びに入植計画において平等な待遇を享受する権 利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び 水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享
 受する権利

第4部

- 第15条 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男 子との平等を認める。
 - 2 締約国は、女子に対し、民事に関して 男子と同一の法的能力を与えるもの とし、また、この能力を行使する同一 の機会を与える。特に、締約国は、契

約を締結し及び財産を管理すること につき女子に対して男子と平等の権 利を与えるものとし、裁判所における 手続のすべての段階において女子を 男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限する ような法的効果を有するすべての契 約及び他のすべての私的文書(種類の いかんを問わない。)を無効とするこ とに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び 住所の選択の自由に関する法律にお いて男女に同一の権利を与える。
- 第16条 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るす べての事項について女子に対する差別 を撤廃するためのすべての適当な措置 をとるものとし、特に、男女の平等を 基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合 意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び 責任
 - (d) 子に関する事項についての親、婚姻をしている かいないかを問わない。)としての同一の権利及 び責任。あらゆる場合において、子の利益は至 上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の 行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利 姓及び職業を選 択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所 有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処 分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないもの とし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所 への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要 な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部 以下省略